

資料 3

奈井江町民プールの設置及び管理に関する条例

平成16年 3月22日 条例第15号

改正 平成18年 9月19日 条例第26号 平成19年 3月19日 条例第 4号

奈井江町民プール設置及び管理等に関する条例（平成14年条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 住民の健全な心身の発達と健康で明るい生活を営むため、スポーツの振興と体力の維持増進を図ることを目的に、奈井江町民プール（以下「プール」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 プールの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
奈井江町民プール	奈井江町字奈井江 162 番地 1

（管理の代行）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、プールの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) プールの施設及び設備の維持及び管理
- (2) 第5条の利用許可
- (3) 利用料金の収受
- (4) 上記業務に付随する業務

（休館日及び開館時間）

第4条 プールの休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 10月16日から翌年5月14日まで
- (2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日

2 プールの開館日における開館時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 プールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、プールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、プールの利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) プールの建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (4) その他プールの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、プールの利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第2の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 プールを利用する者は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例(平成15年条例第19号)の例により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、不可抗力により利用できなかった場合又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用及び利用権の譲渡禁止)

第10条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の義務)

第 11 条 第 5 条の規定により利用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、当該利用場所、施設物件等を良好な状態において利用しなければならない。

- (1) 危険物及び危険のおそれのある物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外では、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 備品の取扱いを適切に行うこと。

(損害賠償)

第 12 条 利用者は、その利用によりプールの建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出、その指示を受けなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 16 年 4 月教委規則第 1 号で、同 16 年 4 月 26 日から施行)

附 則 (平成 18 年 9 月 19 日条例第 26 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

プール開館時間

区分	開館時間
5月15日から5月31日まで	午後1時から午後6時まで
6月1日から6月14日まで	午後1時から午後7時まで
6月15日から8月31日まで	午後1時から午後8時まで
9月1日から9月30日まで	午後1時から午後7時まで
10月1日から10月15日まで	午後1時から午後6時まで
夏休み期間及び土、日曜日及び祝日	午前10時から午後8時まで

別表第 2 (第 7 条関係)

プール利用料金

種別	区分	幼児	小・中高校生	一般	摘要
1回券		無料	60円	400円	幼児については必ず保護者同伴とし、保護者から一般の利用料金を徴収する。
回数券(6回券)		無料	300円	2,000円	
シーズン券		無料	1,200円	8,000円	